



## 一、最新中国法令

### ● [国家市场监督管理总局修订发布《商品条码管理办法》](#)

- 【发布单位】国家市场监督管理总局  
 【发布文号】国家市场监督管理总局令第 127 号  
 【发布日期】2026-02-28  
 【实施日期】2026-05-01  
 【内容提要】与《[商品条码管理办法》\(2005 版\)](#)相比，此次修订内容包括：

<p><b>压实源头使用责任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品上使用商品条码的，应当使用对商品承担质量责任的系统成员的商品条码。</li> <li>委托他人生产的商品，应当使用委托方注册或者备案的厂商识别代码和相应的商品条码。</li> <li>子公司生产的由集团公司统一开发、设计、安排生产并使用统一品牌的同类产品，可以使用集团公司授权的厂商识别代码和相应的商品条码。</li> <li>在国内生产的商品使用境外注册的商品条码时，承担质量责任的企业应当到全国商品条码工作技术机构备案，并提交该商品条码的注册证明、授权委托书等相关材料。</li> </ul>
<p><b>新增质量安全追溯制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鼓励生产者、销售者和服务提供者向全国商品条码工作技术机构提供商品生产销售、行政许可、认证、检验检测等质量安全追溯相关信息。</li> </ul>
<p><b>全链条管理：印刷端查验责任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷企业接受商品条码印刷业务时，应当查验委托人的《系统成员证书》或境外同等效力的证明文件并进行备案。</li> </ul>
<p><b>法律责任：教育惩戒并重</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律责任统一采用“责令限期改正 — 逾期未改或情节严重 — 处罚”结构。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
 国家市场监督管理总局关于修改《商品条码管理办法》的决定  
[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art\\_07c812f6d2c048ee9c1d969e356deec.c.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_07c812f6d2c048ee9c1d969e356deec.c.html)  
 商品条码管理办法（修改后全文）  
[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art\\_0f6e0c2afbd149cd813886485764fc97.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_0f6e0c2afbd149cd813886485764fc97.html)

## 一、最新中国法令

### ● [国家市场监督管理总局が「商品バーコード管理弁法」を改正し公布した](#)

- 【発布機関】国家市場監督管理総局  
 【発布番号】国家市場監督管理総局令第 127 号  
 【発布日】2026-02-28  
 【実施日】2026-05-01  
 【概要】「[商品バーコード管理弁法](#)」(2005 年版)と比較し、今回の改正内容には主に以下のものが含まれる。

<p><b>源における使用責任を着実に固めた</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品上に商品バーコードを使用する場合、当該商品の品質責任を負うシステムメンバーのバーコードを使用しなければならない。</li> <li>他者に委託して生産する商品については、委託者が登録し又は届出したメーカー識別コード及びこれに相応する商品バーコードを使用しなければならない。</li> <li>子会社が生産し、グループ会社が一括して開発・設計・生産手配を行い、かつ統一ブランドを使用する同分類製品については、グループ会社の授權を受けたメーカー識別コード及びこれに相応する商品バーコードを使用することができる。</li> <li>国内で生産された商品に国外登録の商品バーコードを使用する場合、品質責任を負う企業は、全国商品バーコード業務技術機関に届出を行い、当該商品バーコードの登録証明、授權委任状等の関連資料を提出しなければならない。</li> </ul>
<p><b>品質安全トレーサビリティ制度を追加した</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者、販売者及びサービス提供者が、商品生産販売、行政許可、認証、検査・検測などに関する品質安全トレーサビリティ情報を全国商品バーコード業務技術機関に提供することを奨励する。</li> </ul>
<p><b>全チェーン管理：印刷段階における確認責任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>印刷企業は、商品バーコードの印刷業務を受託する際、委託者の「システムメンバー証書」又は海外における同等効力を有する証明書類を確認し、かつ届出を行わなければならない。</li> </ul>
<p><b>法的責任：教育と制裁の並行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法的責任については、「期限を定めた是正命令 — 期限内に是正しない場合又は情状が重大な場合 — 処罰」という統一的结构を採用している。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
 「商品バーコード管理弁法」の改正に関する国家市場監督管理総局による決定  
[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art\\_07c812f6d2c048ee9c1d969e356deec.c.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_07c812f6d2c048ee9c1d969e356deec.c.html)  
 商品バーコード管理弁法(改正後の法令全文)  
[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art\\_0f6e0c2afbd149cd813886485764fc97.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_0f6e0c2afbd149cd813886485764fc97.html)

● [最高人民法院、最高人民检察院修订发布《关于办理环境污染刑事案件适用法律若干问题的解释》](#)

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院  
【发布文号】法释〔2026〕4号  
【发布日期】2026-03-27  
【实施日期】2026-03-30  
【内容提要】此次修改内容共四条，其中包括：

- 将篡改、伪造自动监测数据或者干扰自动监测设施的入罪主体明确为实行排污许可重点管理单位的人员。
- 将行为人积极履行生态环境修复责任明确为污染环境罪可从宽处罚的酌定情形。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/496041.html>

● [最高人民法院、最高人民检察院关于印发《关于办理民事支持起诉案件若干问题的指导意见》的通知](#)

【发布单位】最高人民法院、最高人民检察院  
【发布日期】2026-03-02  
【实施日期】2026-03-02  
【内容提要】根据该意见，对于农民工追索劳动报酬、追索扶养费赡养费、涉及家庭暴力离婚及人身安全保护令、残疾人和未成年人权益受侵害、军人及其亲属合法权益受侵害等七类情形，当事人提起诉讼确有困难的，可以向检察院申请民事支持起诉。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://mp.weixin.qq.com/s/JRssH0r6Pi\\_3YyjrBLHlqQ](https://mp.weixin.qq.com/s/JRssH0r6Pi_3YyjrBLHlqQ)

● [海关总署关于实施高级认证企业简易复核的公告](#)

【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2026 年第 31 号  
【发布日期】2026-03-26  
【实施日期】2026-04-01  
【内容提要】海关总署决定对符合条件的高级认证企业简化复核程序，其中：

- 对信用评估状况为“优秀”的高级认证企业开展简易复核时不开展实地复核，直接作出通过复核的决定；
- 对信用评估状况为“良好”的高

● [最高人民检察院が「環境汚染刑事事件の処理に適用する法律の若干問題に関する解釈」を改正し公布した](#)

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院  
【発布番号】法釈〔2026〕4号  
【発布日】2026-03-27  
【実施日】2026-03-30  
【概要】今回の改正は全4条となり、主に以下の内容が含まれる。

- 自動監視データの改ざん・偽造又は自動監視設備への妨害行為の犯罪主体は、排出許可に係る重点管理対象者となることを明確にした。
- 行為者が生態環境の修復責任積極的にを履行することを、環境汚染罪における量刑を寛大にできる酌量事情として明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/496041.html>

● [「民事支援訴訟事件の処理に関する若干問題についての指導意見」の通達に関する最高人民法院、最高人民検察院による通知](#)

【発布機関】最高人民法院、最高人民検察院  
【発布日】2026-03-02  
【実施日】2026-03-02  
【概要】本意見によると、農村からの出稼ぎ労働者による賃金請求、扶養費・養育費の請求、家庭内暴力に係る離婚及び人身安全保護命令、障害者及び未成年者の権益侵害、軍人及びその親族の適法な権益侵害などの7種類の事由について、当事者による訴訟提起が確かに困難である場合、検察院に対し民事支援訴訟を申立てることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://mp.weixin.qq.com/s/JRssH0r6Pi\\_3YyjrBLHlqQ](https://mp.weixin.qq.com/s/JRssH0r6Pi_3YyjrBLHlqQ)

● [高級認証企業に対する簡易再審査の実施に関する税関総署による公告](#)

【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2026 年第 31 号  
【発布日】2026-03-26  
【実施日】2026-04-01  
【概要】税関総署は、条件を満たす高級認証企業に対する再審査手続の簡素化を決定した。具体的には、以下のものが含まれる。

- 信用評価状況が「優秀」である高級認証企業に対し簡易再審査を実施する場合、実地審査を行わず、直接に再審査合格の決定を下す。
- 信用評価状況が「良好」である高級

级认证企业开展简易复核时，仅对影响企业信用评估状况所涉及的认证标准项以及最近一次认证或复核的“基本达标”项开展实地复核，并根据复核结果作出决定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.customs.gov.cn/customs/2026-03/27/article\\_2026032709452864379.html](http://www.customs.gov.cn/customs/2026-03/27/article_2026032709452864379.html)

● [上海市人力资源和社会保障局关于开展 2026 年度单位用工申报工作的通告](#)

【发布单位】上海市人力资源和社会保障局

【发布日期】2026-03-24

【内容提要】上海市范围内各类企业，应于 2026 年 06 月 30 日之前，按照该通告规定的方式，如实申报本单位实际用工情况。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[https://rsj.sh.gov.cn/tqsgg\\_17341/20260324/t0035\\_1439501.html](https://rsj.sh.gov.cn/tqsgg_17341/20260324/t0035_1439501.html)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [上海发布支持外资研发中心涉企事项申办指引](#)

日前，上海市商务委员会发布《[上海市进一步支持外资研发中心提升能级的政策措施](#)》部分涉企事项申办指引》（以下简称“《申报指引》”）。《申报指引》围绕外资研发中心在沪开展研发、测试及成果转化等活动的全流程支持，细化了 40 项左右涉企事项的政策依据、适用条件和申办路径，涉及科技、商务、税务、金融、人才、规划资源、生态环境及口岸通关等多个部门。

（里兆律师事务所 2026 年 03 月 27 日编写）

認証企業に対し簡易再審査を実施する場合、企業の信用評価状況に影響を及ぼす認証基準項目及び直近の認証又は再審査における「基本適合」項目に限って実地審査を実施し、その再審査の結果に基づき決定を下す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.customs.gov.cn/customs/2026-03/27/article\\_2026032709452864379.html](http://www.customs.gov.cn/customs/2026-03/27/article_2026032709452864379.html)

● [2026 年度における使用者の雇用状況申告作業の実施に関する上海市人力资源社会保障局による通知](#)

【発布機関】上海市人力资源及び社会保障局

【発布日】2026-03-24

【概要】上海市範囲内に所在する各種企業は、2026 年 6 月 30 日までに、本通知に定める方式に従い、自社の実際の雇用状況を正確に申告しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[https://rsj.sh.gov.cn/tqsgg\\_17341/20260324/t0035\\_1439501.html](https://rsj.sh.gov.cn/tqsgg_17341/20260324/t0035_1439501.html)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [上海市が外資系研究開発センターの支援に係る企業関連事項の申告ガイドラインを公表した](#)

先頃、上海市商務委員会は「[『上海市における外資系研究開発センターの機能強化をさらに支援するための政策措置』における一部企業関連事項の申告ガイドライン](#)」（以下「申告ガイドライン」という）を公表した。そのうち、「申告ガイドライン」では、上海における外資系研究開発センターの研究開発、テスト、成果の実用化等の活動全プロセスに対する支援に焦点を当て、企業関連事項の約 40 項目の政策根拠、適用条件、申請ルートを詳細化し、科学技術、商務、税務、金融、人材、企画資源、生態環境及び通関等複数の部門に関わっている。

（里兆法律事務所が 2026 年 3 月 27 日付で作成）

### 三、里兆解读

- 中国商务部对日本实体采取两用物项出口管制措施，日资企业的应对之道

#### 内容提要

2026年02月24日，中国商务部发布2026年第11号、第12号公告，将40家日本实体分别列入出口管制管控名单和关注名单，进一步加强两用物项对日本出口管制。公告发布后，日资企业对中国的两用物项监管动态予以高度关注，为此，本文将对公告的内容进行解读，并提出应对建议，以供日资企业评估公告对出口业务的影响。

#### 正文

2026年01月06日，中国商务部发布2026年第1号《关于加强两用物项对日本出口管制的公告》（以下简称“第1号公告”），规定禁止所有两用物项<sup>1</sup>对日本军事用户、军事用途，以及一切有助于提升日本军事实力的其他最终用户用途出口。该公告明确表明中国加强两用物项对日本出口管制<sup>2</sup>的态度。2026年02月24日，中国商务部同时发布2026年第11号《公布将20家日本实体列入出口管制管控名单》（以下简称“第11号公告”）及第12号《公布将20家日本实体列入关注名单》（以下简称“第12号公告”），是对第1号公告的进一步落实。

#### 一、公告提出的监管要求

为更好地应对第11号、第12号公告对出口业务的影响，企业应准确理解公告提出的监管要求。

##### 1. 第11号公告

第11号公告明确禁止向被列入出口管制管控名单的20家日本实体出口两用物项，同时，继续强调第1号公告中申明的长臂管辖效力，禁止境外组织和个人将原产于中国的两用物项转移或提供给这20家日本实体。

<sup>1</sup> 根据2024年公布实施的《中华人民共和国两用物项出口管制条例》，两用物项是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务，包括相关的技术资料等数据。

<sup>1</sup> 2024年に公布、実施された「中華人民共和国両用物資輸出規制条例」によると、両用物資とは、民事用途があるとともに、軍事用途又は軍事的潜在力の向上に資し、特に大規模な殺傷兵器及びその運搬設備の設計、開発、製造又は使用に使える貨物、技術、サービスを指し、係る技術資料などのデータ等が含まれる。

<sup>2</sup> 对两用物项的出口管制措施是指国家对从中华人民共和国境内向境外转移两用物项，以及中华人民共和国公民、法人和非法人组织向外国组织和个人提供两用物项，包括两用物项的贸易性出口及对外赠送、展览、合作、援助和以其他方式进行的转移，采取禁止或者限制性措施。

<sup>2</sup> 両用物資に対する輸出規制措置とは、中華人民共和国国内から国外への両用物資の移転、及び中華人民共和国公民、法人及び非法人組織が外国組織及び個人への両用物資の提供、両用物資の貿易性輸出及び対外贈与、展覧、提携、援助及びその他の方式での移転を含み、禁止又は制限的な措置をとることを指す。

### 三、里兆解説

- 中国商務部が日本の事業者への両用物資輸出を規制 日系企業はどう対応すべきか

#### 概要

2026年2月24日、中国商務省は2026年第11号、第12号公告を發布し、日本の事業者40社をそれぞれ輸出規制管理リストと懸念リストに記載し、両用物資の日本への輸出規制をさらに強化した。公告が發布された後、日系企業は中国の両用物資規制の動向に強い関心を寄せており、そのため、本文では公告の内容を考察し、公告が輸出業務に与える影響を日系企業が評価できるよう、その対応策について助言する。

#### 本文

2026年1月6日、中国商務部は2026年第1号「両用物資の日本への輸出規制強化に関する公告」（以下、「第1号公告」という）を發布し、すべての両用物資<sup>1</sup>の日本の軍事ユーザー、軍事用途、及び日本の軍事力向上に資するその他の最終ユーザー及び用途への輸出を禁止することを定めた。当該公告は、両用物資の日本への輸出規制強化<sup>2</sup>という中国の姿勢を明確にした。2026年2月24日、中国商務部は同時に2026年第11号「日本の事業者20社を輸出規制管理リストに記載することに関する公告」（以下、「第11号公告」という）及び第12号「日本の事業者20社を懸念リストに記載することに関する公告」（以下、「第12号公告」という）を發布したが、これは第1号公告を更に実行に移すものである。

#### 一、公告が打ち出す監督管理上の要求

第11号、第12号公告が輸出業務に与える影響によりよく対応するために、企業は公告が打ち出した監督管理上の要求を正確に認識しなければならない。

##### 1. 第11号公告

第11号公告は、輸出規制管理リストに記載された日本の事業者20社への両用物資の輸出を明確に禁止するとともに、第1号公告で明らかにされたロングアーム管轄の効力を引き続き強調し、中国国外の組織や個人が中国原産の両用物資をこれらの事業者20社に移転し又は提供することを禁止している。

第 11 号公告中，企业应特别注意以下监管要求：

- 1) 企业原则上不得对该 20 家实体出口两用物项，无论其最终用途是民用或军用；商务部原则上也将对该等出口行为不予许可。
- 2) 企业将两用物项先行出口至第三国/地区，再行转移给该 20 家实体的，也属于禁止行为。
- 3) 公告具有一定的溯及力，不仅适用于尚未开展的活动，也适用于正在进行的活动。
- 4) 特殊情况下确需出口的可尝试申请许可，但将面临更为严格的审核，可以预见该等情形取得许可的可能性极低。

## 2. 第 12 号公告

第 12 号公告并未直接禁止向被列入关注名单的 20 家日本实体出口两用物项，但向其出口两用物项时将面临更为严格的限制。

具体而言，第 12 号公告提出了如下监管要求：

- 1) 向该 20 家实体出口两用物项，仅能申请单项许可以获得出口凭证。即是说，企业仅能在出口许可证件载明的范围、条件和有效期内，向单一最终用户进行一次特定两用物项出口，无法通过同一出口许可证件进行多次出口。
- 2) 申请许可时，应当提交对交易相对方的风险评估报告，并提供不将两用物项用于一切有助于提升日本军事实力用途的书面承诺（该等材料在向其他实体出口两用物项时不属于必然需要提供的材料）。
- 3) 许可审查期限不受 45 个工作日的限制。
- 4) 申请许可将面临更严格的最终用户和最终用途审查。

## 二、公告的监管特点

第 1 号公告发布后，由于公告内容属于较为宏观、原则性的表述，企业在评估公告对业务的影响时存在较大的困难。本次发布的第 11 号、第 12 号公告，属于对第 1 号公告的落实，让企业能够更加明确地把握中国就两用物项对日本出口管制的具体要求，具备更强的实操性，有利于企业更好地评估对业务的影响。从反面来看，也意味着与被列入名单的 40 家日本实体之外的实体进行的交易暂时不会受到过分严苛的监管，降低了企业的合规担忧。

根据公告及商务部新闻发言人就对日相关出口管制措施答记者问的内容，第 11 号公告中列入出口

第 11 号公告において、企業は以下の監督管理上の要求について特に注意しなければならない。

- 1) 企業は原則として、その最終用途が民事用であれ軍用であれ、当該 20 社の事業者に対し两用物資を輸出してはならない。商務部は原則、当該輸出行為を認めない。
- 2) 企業が两用物資をまずは第三国/地域向けに輸出し、当該 20 社の事業者に移転した場合も、禁止行為に該当する。
- 3) 公告は一定の溯及力を有し、まだ実施されていない活動だけでなく、現在進められている活動にも適用される。
- 4) 特別な事情によりやむなく輸出する必要がある場合は、許可の申請を試みることができるが、より厳しい審査に直面し、当該状況で許可を取得する可能性は極めて低いことが予想される。

## 2. 第 12 号公告

第 12 号公告は、懸念リストに記載された日本の事業者 20 社への两用物資の輸出を直接禁止してはいるが、これら事業者向けの两用物資の輸出はより厳しい制限に直面する。

具体的に、第 12 号公告は以下の監督管理上の要求を打ち出している。

- 1) 当該 20 社の事業者向けに两用物資を輸出する場合、個別許可を申請することで輸出証明書を獲得するしかない。つまり、企業は輸出許可証明書に記載されている範囲、条件、有効期間内に、単一の最終ユーザーに対し特定の两用物資を 1 回限り輸出できるが、同じ輸出許可証明書をもって複数回輸出することはできない。
- 2) 許可を申請する際、取引相手方に対するリスク評価報告書を提出し、日本の軍事力向上に資するすべての用途に使用しない書面の承諾書（当該資料は他の事業者に两用物資を輸出する際に必然的に提供する必要のある資料ではない）を提供しなければならない。
- 3) 許可の審査期限は 45 営業日の制限を受けない。
- 4) 許可の申請は、より厳格な最終ユーザーと最終用途の審査に直面することになる。

## 二、公告における監督管理の特徴

第 1 号公告が発布された後、公告の内容が相対的にマクロで原則的な言い回しであったため、公告が業務に与える影響を企業が評価するのは極めて難しかった。今回発布された第 11 号、第 12 号公告は、第 1 号公告を実行に移すものであり、两用物資の日本向け輸出規制に対する中国側の具体的な要求を企業はより明確に把握することができ、より高い実用性を備えており、企業が業務への影響をよりよく評価するうえで有益である。逆に見れば、リストに記載された 40 社の日本事業者以外の事業者との取引は一時的に過度に厳しい規制を受けることはなく、企業のコンプライアンス上の懸念を軽減させることを意味している。

公告及び日本向け輸出規制措置に関する記者からの質問に対する商务部報道官の回答内容によると、第

管制管控名单的日本实体为直接参与提升日本军事实力的主体，该等主体的业务范围覆盖军工制造等军事业务板块；第 12 号公告中列入关注名单的日本实体为无法核实两用物项最终用户、最终用途的主体，因其较强的企业实力而存在较高的军民转化潜在风险。从公告限制的实体之特征可以看出，中国并不存在任意扩大监管对象的打算，将一如既往地保障中日正常经贸往来。

### 三、对日资企业的应对建议

面对第 11 号、第 12 号公告提出的监管要求，存在两用物项出口需求的日资企业应及时做好应对工作。为此，我们提供如下建议供企业参考。

#### 1. 排查交易现状

- 全面梳理两用物项出口业务交易链条，就直接、间接出口至日本的交易，要求客户提供最终用户、最终用途说明，建立客户、最终用户、最终用途管理台账。
- 结合客户、最终用户、最终用途管理台账进行筛查，确认是否存在第 11 号、第 12 号公告中被列入出口管制管控名单、关注名单的实体，以及是否存在通过第三方与前述实体交易的情形。
- 确认存在上述监管风险之业务的相关交易合同，评估违约风险，在取得两用物项出口许可前，终止/中止相关交易。

#### 2. 申请必要的两用物项出口许可

- 就存在上述监管风险之交易及其他涉及最终军事用户、最终军事用途的交易，着手准备申请两用物项出口许可，否则，直接出口将可能面临处罚。向被列入出口管制管控名单之外的实体出口时，能够提供充分证据证明最终用户及最终用途为民用的，获得许可的可能性较大。由于申请两用物项出口许可所需资料较为繁杂，且往往需要与商务部门多次进行沟通，企业在必要时可以向律师等专业人士寻求帮助。

#### 3. 强化两用物项合规管理及出口报关等关务合规管理

- 建立并定期更新两用物项清单及出口管制管控名单、关注名单等，建立

11 号公告に輸出規制管理リストに記載された日本の事業者は、日本の軍事力向上に直接参加する主体であり、当該主体の業務範囲には軍事工業製造などの軍事業務が含まれる。第 12 号公告で懸念リストに記載された日本の事業者は、両用物資の最終ユーザー、最終用途を確認できない主体であり、その比較的強い企業実力ゆえに、軍民転用の潜在的リスクが高く存在している。公告が規制している事業者の特徴から判断する限り、中国はみだりに規制対象を拡大するつもりはなく、中日間のこれまで通りの正常な経済交流は保障されることがみとれる。

### 三、日系企業からみた対応策について

第 11 号、第 12 号公告が打ち出した監督管理上の要求に対し、両用物資の輸出ニーズがある日系企業は速やかに対応しなければならない。このため、企業の皆様にご参考としていただくための提案を以下にご提示する。

#### 1. 取引現状を調査すること

- 両用物資輸出業務の取引チェーンを全面的に整理し、直接、間接的に日本向けに輸出する取引について、最終ユーザー、最終用途の説明を提供するよう顧客に要求し、顧客、最終ユーザー、最終用途管理台帳を作成する。
- 顧客、最終ユーザー、最終用途管理台帳を踏まえてスクリーニングを行い、第 11 号、第 12 号公告において輸出規制管理リスト、懸念リストに記載された事業者が存在していないかどうか、及び第三者を通じて前記事業者と取引している状況が存在していないかどうかを確認する。
- 上記の監督管理リスクが存在する業務に関する取引契約を確認し、違約リスクを評価し、両用物資輸出許可を取得する前に、係る取引を終了し又は中止する。

#### 2. 必要な両用物資輸出許可を申請する

- 上記の監督管理リスクが存在する取引及びその他の最終軍事ユーザー、最終軍事用途に係る取引については、両用物資輸出許可の申請準備に着手しておくこと。さもなければ、直接に輸出してしまうと処罰に直面する可能性がある。輸出規制管理リストに記載されていない事業者に輸出する場合、最終ユーザー及び最終用途が民事用であることを証明する十分な証拠を提供することができる場合、許可を取得できる可能性が高い。両用物資輸出許可申請に必要な資料は煩雑で、商務部門と何度も話し合う必要もあるため、企業は必要に応じて弁護士などの専門家に協力を求めるとよい。

#### 3. 両用物資に関するコンプライアンス管理及び輸出通関などの税関業務に関するコンプライアンス管理を強化する

- 両用物資リスト及び輸出規制管理リスト、懸念リストなどを作成し、定期的に更新し、

业务相关两用物项管理台账。

- 更新交易合同模板，针对因两用物项出口管制等原因导致交易无法依约进行的情形，约定免责或其他责任承担条款。
- 强化两用物项交易中新客户的最终用户、最终用途调查。
- 开展合规培训，强化两用物项合规意识，强调报关实务注意要点。

業務に係る両用物資の管理台帳を作成する。

- 取引契約テンプレートを更新し、両用物資の輸出規制などの原因で取引が約定通りに行われない場合についての免責又はその他の責任負担条項を定めておく。
- 両用物資取引における新規顧客の最終ユーザー、最終用途調査を強化する。
- コンプライアンス研修を実施し、両用物資に関するコンプライアンス意識を高め、通関実務の注意ポイントを強調しておく。

## 结语

在中国逐渐落实、细化两用物项对日本出口管制的大背景下，日资企业尤为需要跟进监管动态<sup>3</sup>，准确识别业务中的两用物项出口风险，及时采取应对措施。对于第 11 号、第 12 号公告中提出的，在其他两用物项出口业务中并不必然涉及的监管要求，企业应及时与交易相对方进行充分沟通，在符合监管法律法规的前提下继续开展交易，避免产生违法及违约风险。

（作者：里兆律师事务所 郭蔚、郑旭斌）

## 終わりに

中国が両用物資の日本向け輸出規制を徐々に実行に写し、詳細化している背景の下で、日系企業はとりわけ監督管理の動き<sup>3</sup>をフォローアップし、業務における両用物資の輸出リスクを正確に識別し、適時に対応措置をとる必要がある。第 11 号、第 12 号公告において打ち出されたが、他の両用物資輸出業務においては必ずしも関係してこない監督管理上の要求について、企業は適時に取引相手と十分に話し合い、監督管理法律法規に合致する前提の下で取引を継続し、違法及び違約リスクの発生を回避しなければならない。

（作者：里兆法律事務所 郭蔚、鄭旭斌）

## 四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。  
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [《商业秘密保护规定》](#)
- [《食品委托生产监督管理办法》](#)
- [就业规则的修订（基于延迟退休及弹性退休制度、病残津贴替代原病退制度、社保最低缴费年限调整、超龄劳动者权益保障、育儿假及父母护理假等）](#)

## 四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。  
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [「営業秘密保護規定」](#)
- [「食品の委託生産に関する監督管理方法」](#)
- [就業規則の改定・見直し（定年退職年齢の段階的引き上げ及び柔軟な定年退職制度、従前の病気退職に代わる病気障がい手当て制度、社会保険料の最低納付年数の調整、定年年齢を超えた労働者の權益保障、育児休暇及び両親介護休暇など）](#)

<sup>3</sup> 去年，在中美貿易摩擦的背景下，中國通過商務部公告 2025 年第 61 號、62 號對部分兩用物項出口進行更為嚴格的管制，後經中美友好磋商，中國最終決定在 2026 年 11 月 10 日前暫停實施前述公告。就第 1 號、第 11 號、第 12 號公告而言，若後續中日關係有所緩和，在監管上也有可能有所放鬆，我們建議日資企業密切關注後續動向。

<sup>3</sup> 昨年、中米貿易摩擦の背景の下で、中國は商務部公告 2025 年第 61 號、第 62 號を通じて一部の両用物資の輸出をより厳格に規制した後、中米間の友好協議を経て、中國は最終的に 2026 年 11 月 10 日までに前述の公告の実施を一時先送りすることを決定した。第 1 號、第 11 號、第 12 號公告について、後続の中日關係が緩和されれば、監督管理上も緩和される可能性があり、日系企業は後続の動向をフォローアップするようになりたい。